

# 消費者だより

2022年1月号

## 成年年齢引き下げまであと3か月！

4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれの人が一斉に「成年」として取り扱われます。保護者など親権者の同意を得なくても、自分の意思で携帯電話やクレジットカードの契約などができる一方、親権者に保護されなくなり、未成年者契約の取り消しができなくなります。

### ■若者に多いトラブル相談事例

友人から投資で儲かると誘われ、仕組みもわからないのに勧められるままに学生ローンでお金を借りて高額な投資用 USB を購入した。さらに、友人を紹介すると紹介料も得られると言われた。簡単に儲かると言われたが、利益が出ず、友人も紹介できない。借金の返済に困っている。どうしたらいいか。

### ■アドバイス

成年年齢の引き下げにより、18歳以上の高校生のなかで、友人や先輩などの人間関係を利用して勧誘させる手口が広がることが懸念されます。契約に関する知識や社会経験の少ない、成年になりたての若者を狙う悪質な事業者もいます。未成年者は契約に関する知識やお金の管理の仕方についてしっかりと学習する必要があります。また、周りの大人もトラブルが拡大しないよう日頃から注意喚起しましょう。

未成年者契約の取り消しができなくても、契約を解除できる場合もあります。困ったことがあれば、消費生活センターへ相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)